

監査公表第2号

財政的援助団体等監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を、糸魚川市監査基準に準拠して実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年1月31日

糸魚川市監査委員 渡邊 勇
糸魚川市監査委員 加藤 康太郎

- 1 監査の種類 財政的援助団体等監査
- 2 監査の対象 対象団体 公益社団法人糸魚川市シルバー人材センター
補助金名 糸魚川市シルバー人材センター補助金
所管課 福祉事務所
- 3 監査の着眼点 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 4 監査の実施内容 令和4年度の補助金に係る出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。
- 5 監査の日程 令和5年12月25日
- 6 監査の実施場所 糸魚川市役所 204会議室
- 7 監査の結果 おおむね適正に行われていると認める。